

四日市市告示第 2 5 1 号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 1 9 年四日市市告示第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 4 条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する配偶者のない者で現に 2 0 歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関において 1 年以上のカリキュ</p>	<p>(対象者)</p> <p>第 4 条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する配偶者のない者で現に 2 0 歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 就職を容易にするために必要な対象資格の取得を目的とする養成機関において 1 年以上のカリキュ</p>

ラムの修業が予定されているものであり、対象資格の取得が見込まれる者であること。なお、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受験する場合には、情報関係の資格や講座）から定めることとする。

(3)及び(4) (略)

(支給期間等)

第5条 (略)

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の支給対象期間は、通算で4年を超えないものとする。

3及び4 (略)

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務

ラムの修業が予定されているものであり、対象資格の取得が見込まれる者であること。なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受験する場合には、情報関係の資格や講座）から定めることとする。

(3)及び(4) (略)

(支給期間等)

第5条 (略)

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の支給対象期間は、通算で3年を超えないものとする。

3及び4 (略)

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務

者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額14万円)

者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替え、平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取り扱いをした場合に同法第295条第1項の規

定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替え、平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取り扱いをした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。)を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額14万円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万5000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万5000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始

する場合において、その期間が1
2月未満であるときは、当該期
間)については、月額11万50
0円)

2 (略)

(事前相談)

第7条 市長は、養成機関において1
年以上(令和3年4月1日から令和
5年3月31日までに修業を開始す
る場合には、6月以上)のカリキュ
ラムを修業することを予定する母子
家庭の母又は父子家庭の父を対象と
して事前相談を実施し、受給希望者
の事前把握に努めるものとする。

2 (略)

(支給の申請)

第8条 (略)

2 支給申請書には、次の各号に掲げ
る給付金の種類に応じ、当該各号に
規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長がその保有する
帳簿その他の資料によって確認する
ことを支給申請者が認める場合は、
これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア及びイ (略)

する場合において、その期間が1
2月未満であるときは、当該期
間)については、月額11万50
0円)

2 (略)

(事前相談)

第7条 市長は、養成機関において1
年以上(令和3年4月1日から令和
4年3月31日までに修業を開始す
る場合には、6月以上)のカリキュ
ラムを修業することを予定する母子
家庭の母又は父子家庭の父を対象と
して事前相談を実施し、受給希望者
の事前把握に努めるものとする。

2 (略)

(支給の申請)

第8条 (略)

2 支給申請書には、次の各号に掲げ
る給付金の種類に応じ、当該各号に
規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長がその保有する
帳簿その他の資料によって確認する
ことを支給申請者が認める場合は、
これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア及びイ (略)

ウ 申請者が、寡婦控除又は寡夫
控除のみなし適用対象者(平成
29年所得から令和元年所得に
おいて、地方税法第23条第1

項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。次号ウにおいて同じ。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得。次号ウにおいて同じ。）の額を証明する書類等、当該事実を明らかにするこ

ウ 第6条第1項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ (略)

(2) 修了支援給付金

ア及びイ (略)

ウ (略)

エ (略)

とができる書類

エ 第6条第1項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類 (申請者又は申請者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得(4月から7月までの間に申請する場合には、前年度の所得)の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類。次号オにおいて同じ。)

オ (略)

(2) 修了支援給付金

ア及びイ (略)

ウ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類

エ (略)

オ (略)

オ (略)

3 (略)

附 則

1 (略)

(みなし寡婦(夫)控除の適用廃止に伴う経過措置)

2 この要綱による改正後の四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)第6条の規定にかかわらず、令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額の設定に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)における寡婦等のみなし適用対象者(平成29年所得から令和元年所得において地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若し

カ (略)

3 (略)

附 則

1 (略)

くは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。)を含むものとし、改正後の要綱第8条の規定にかかわらず、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、同条第2項各号に規定する書類に加え、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であつたときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付しなければならない。

3 改正後の要綱第8条の規定にかかわらず、令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令におい

て寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、改正後の要綱第8条第2項各号に規定する書類に加え、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付しなければならない。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

四日市市社会福祉事務所長

申請者

四日市市（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）の支給を受けたいので下記及び裏面により申請します。 ※いずれかを○で囲んでください。

フリガナ			年 月 日
氏名 (個人番号)	()	生年月日	(歳)
住所	(〒 -)	電話	()
過去の受給の有無	過去に高等職業訓練促進給付金等を受けたことが (ある・ない)		
養成機関及び修業内容について	養成機関名		
	住所	電話	()
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分 昼間・夜間・通信
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士 作業療法士・その他 ()	
希望する支払い 金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
児童扶養手当の 受給状況	受給している・受給していない		
高等職業訓練促進給付金等の支給事務に当たり、四日市市社会福祉事務所長が市の保有する私に関する個人情報 () を利用することに同意します。 年 月 日 住所 氏名			

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について			
1氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住 所	(〒 -)		続柄
2氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住 所	(〒 -)		続柄
3氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住 所	(〒 -)		続柄
4氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住 所	(〒 -)		続柄
5氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 () 歳
	個人番号		
住 所	(〒 -)		続柄
備考			

第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第9条関係）

請 求 書

（高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金）

年 月 日

四日市市長

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第9条第2項により、次の金額を請求します。

請求金額 円 （ 年 月分）

住所

氏名

※署名または記名押印

第4号様式（第10条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

提出日 年 月 日

氏 名	フリガナ
住所・電話番号	
受給資格がなくなった理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第6条第1項の配偶者のない女子でなくなったため ・ 四日市市に住所を有しなくなったため ・ 養成機関への修業を取りやめたため ・ その他 ()
理由が発生した日	年 月 日
<p>上記のとおり、四日市市高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。</p> <p>四日市市社会福祉事務所長 あて</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	

第5号様式（第10条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金申請内容変更届

フリガナ 氏名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)
住所・電話番号	(〒 -)		電話 () -
変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者または、同一世帯に属する者の市民税の課税の状況がかわったため ・ 世帯を構成する者に異動があったため ・ その他 () 		
理由が発生した日	年 月 日		
<p>上記のとおり、四日市市高等職業訓練促進給付金の申請内容が変更になりましたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">四日市市社会福祉事務所長 あて</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>			

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱(令和3年四日市市告示第182号)の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成19年四日市市告示第136号)	(略)	
四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成27年四日市市告示第166号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		

<p>四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年四日市市告示第136号）</p>	<p>（略）</p>	
<p><u>四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年四日市市告示第137号）</u></p>	<p><u>第1号様式、第3号様式から第5号様式まで</u></p>	<p><u>第3号様式については、署名をした場合に限る。</u></p>
<p>四日市市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成27年四日市市告示第166号）</p>	<p>（略）</p>	
<p>（略）</p>		

（こども未来部こども家庭課）